

明治五年「学制」と「プロイセン一般ラント法」の諸問題

—同志社英学校を中心に—

竹 内 力 雄

一 はしがき

明治八年（一八七五以後、西暦略）（以後、明治を略）、同志社英学校（以後、英学校と略）は当時の教育規則・「学制」、に則って開校に漕着けるのであるが、その神学教育を巡って京都府学務課等の当局の介入や陰湿な圧力に耐えながらの創業であり、それが十年代迄も（その後も）続いた事は、よく知られている。本稿では、これら介入や圧迫の源と見做される英学校草創期の神学教育を「学制」の規則の面から観て、当局の介入や圧迫について考察し、「学制」と「プロイセン一般ラント法」との親近性を提示せんとするものである。以後、この法の第二篇第十二章の教育条項全一二九条を「プロイセン一般ラント法」とする事がある。

二 「学制」大略

学校は「…自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆゑんもの…」（「学制」前文より。文字は常用体に改めた。以下同様）、即ち、立身、治産、昌業によつて人生を豊かに過さんとするには学校が必須である、とし「自今以後…一般の人民他事を抛ち自ら奮て必ず学に従事せしむべき様心得べき事」、でこの前文（序文、かつては被仰出書）、は終つてゐる。

右の前文は五年八月二日、太政官より第二百十四号を以て「学制」（第一章―第百九章迄）と共に布告されたものである。但し、前文も「学制」も文書末の日付は「明治五年壬申七月」（裁可と布告迄の時間差）とあり、「学制」の方は「文部省規則」とも称された（前文より）。五年八月三日さらに、文部省布達第十四号を以て周知徹底を図つた、としておく。

「学制」は「大中小学区ノ事」（第一―第十九章迄）「○学校ノ事」（第二十章）「○小学」（第二十一―第二十八章迄）「○中学」（第二十九―三十九章迄）「○教員ノ事」（第四十章―第四十七章迄）「生徒及試業ノ事」（第四十八―第五十七章迄）「海外留学生規則ノ事」（第五十八―第八十八章迄）「○学費ノ事」（第八十九―第百九章）「学制」終章迄）、から成り、先述の如く「明治五年壬申七月 文部省」で括られている。

※「学制」の布達は翌八月三日とする説もあるが本稿では八月二日、とする。詳細は竹中暉雄『明治五年「学制」―通説の再検討―』（二〇一三年一月 KKナカニシヤ出版）第一章参照。

第九十九章は、府県に委託して学区への国の補助金の額を定める章であるが、この時点では金額未決定の故、金額部分は六カ所、黒刷になつている（六年一月八日文部省布達第一号にて、一万人に、九十円、一人当たり九厘となつた。現在の百円弱）。

六年三月十八日、「学制二編」が文部省布達第三十号によつて学制追加された。これは「学制」中の「海外留学生規則ノ事」(第五十八―第八十八章迄)、を改・補・精・加記した「海外留学生規則」(第一百―第一百五十三章迄)と「神官僧侶学校ノ事」(第一百五十四―第一百五十八章迄。詳細後述)、と「学科卒業證書ノ事」(第一百五十九章)、から成つている。

六年四月十七日、文部省布達第五十一号によつて学制追加として「貸費生規則」頒布がなされた(第六十一―第六十八章迄)。但、「貸費生規則」は第七十六章迄で、第七十七章は官立中・小学校設立の規則、第七十八章は公金によつて設立或いは、公金の扶助のある学校で、私費が半ばを過ぎていても公学と称すべき、とする規則である。第七十九章は第四十三章での私立学校等設立願の書式についてであり、新たに願書を「督学局ニ伺出テ同局検査ノ上聞届ケ之ヲ本省ニ開申スルヲ法トス」が加えられた。次章は、地方官は管内の学校数や教員数を表にして毎年三月中に提出の事、とする規則。さらに、次の第八十二章―第八十八章は「学制追加終章迄、は学士に関する規則である。これを提示したのは「貸費生規則」と標題しながら、標題とは異なる規則も紛れ込んでいる例として敢えて挙げておいた。如何に「学制」全体が充分に練られず倉惶に作成された事の証左、といえる(後述)。

六年四月二十八日、文部省布達第五十七号によつて「学制二編追加」がなされている(第八十九―第二百三十三章終章迄)。この「追加」は大略、専門学校についての規則である。即ち、「○外国語学校」「○獣医学校」「○商業学校」「○農業学校」「○工業学校」「○鉱山学校」「○諸芸学校」「○理学校」「○医学校」「○法学校」

（第二百七章迄）。第二百八―第二百十三章迄は、外国語学校から他の専門学校に転じた時の取扱、専門学校卒業生にも大学卒業者同様に学士の称号を与える事や、小学入学は種痘或は、天然痘に罹った者以外は不可、といった雑多な規則である。

以上が「学制」（全体）の大略である（広義の「学制」。五年八月二日布告の「学制」を狭義にいう場合もある）。「学制」全体は、最初の布告直後の五年八月十五日から「教育令」（十二年九月二十九日公布）によって廃止される迄は勿論、その後の十二年十一月十日迄の間、改変（削除を含む）され続け（略、六十回）、「学制」全体の確定した姿は仲々見えてこない（竹中 pp.436―470 に「資料② 各種修正変更後の「学制」条文」なる労作がある。又、『明治以降教育制度発達史』第一巻 pp.361―391 参照。この文献は以後、「発達史」と略）。

学制取調掛十二名が任命されたのは四年十二月二・三日の事で（大久保利謙編『明治文化叢書第八卷 教育編』p.23 昭和三十六年 風間書房）、「学制」成案が完成したのは五年二月末乃至三月上旬、とされている（井上久雄「学制成立過程に関する若干の考察」p.22 『広島大学教育学部紀要』第一部第八号 一九六〇年）。この事からも先述の如く、三ヶ月程の倉卒あだの際に「学制」成案が完成したかが判る。修正に修正を重ねる所以ではある。但、「学制二編」の、「神官僧侶学校ノ事」（第五百五十四―第五百五十八章迄）の全条項（章）削除は、右の如き諸規則（法の不整合や不備からの削除ではなく、近代国家に於ける教育・宗教（憲）の分離の大原則条項の削除に至ったのは後述の如く、別の思惑が働いての事のようなのである（基督教伝道師等の養成学校設立を暗に、阻む為か）。

なお、よく知られている当初の「八大学区」が「七大学区」と修正されたのは六年四月十日、文部省布達第四十二号によってである事を付記しておく。

三 「学制」と同志社英学校

「学制二編」の、「神官僧侶学校ノ事」(第五百四十一―第五百五十八章迄)は、当初、この諸学校が一般の生徒を受け入れて教育する場合、国民に共通知識を、という事で「学制」の教則に準拠せねばならず、宗派の授業(講説)の為に学科時間を減ずるのは週(当時は四日制)に二時間以内、とされていた(但 宗教人養成を専らとする学校では、この限度なし)。文部省布達第七十一号にて六年五月十四日には、宗教の教説の時間は学科授業の時間外、となり、かかる学校への官金の扶助は御法度、とされ、この学校に学んでいて尋常の小学校に出席せざる児童は小学校不就学、と規定された。かくして先述の如く、文部省布達第二百二十二号にて六年九月十五日、「神官僧侶学校ノ事」の条項(章)が全文削除されるに至っている。教育・宗教の分離(非宗教性 *laïcité*、*Weltlichkeit*、*secularism*)とよう近代教育観条項(章)の削除(前述)は基督教への対策か、ともいわれている。『発達史』第一巻 p.391。在来の、宗教者育成施設には、何の影響も無かったのである。

「学制」は十二年九月二十九日公布の「教育令」迄は国の教育規則として効力を有していたのであるが、(「学制期」、基督教の場合の伝道師或は、宣教師養成を目的とする官許学校の設立は「学制」に規定無く(十二年の「教育令」では各種学校)、明治初期に起源を有するとされる基督教主義学校(明治学院 青山学院 立教学院 神戸女学院等)、は「学制」に拘束されない施設や形での英語塾や教会附属の学舎として出発している。

英学校は「学制」上の私学^(私塾)として出発している(前述)。これが後の教育当局からの圧迫や外からはアメリカン・ボード American Board of Commissioners for Foreign Mission = ABCFM = 米国海外伝道委員会^(会社)との、英学校の内実をめぐるトラブルの要因となる。

「学制」期、私学（私塾 家塾）を開かんとする者は属籍（士族 平民等の別）、住所、事歴（履歴 学歴）、学校位置、教則等を詳記し「学区取締ニ出シ地方官ヲ経テ督学局ニ出スヘシ」となっていた（「学制」第四十三章）。その後、学制追加の、「学制二編」第百七十九章では「学区取締ヲ経テ其管轄庁へ差出シ之ヲ督学局ニ伺出テ同局検査ノ上聞届ケ之ヲ本省ニ開申スヘシ（但督学局未タ備ハラサル区
内ハ本省へ直ニ伺出スヘシ）」と後半部の文言がより具体的になっている。英学校開業願時、京都府は「七大学区」制の第三大学区に属し、大学本部は大阪府に置かれていた。本来、各大学区に置かれる筈の督学局は第一大学区に置かれたのみで（五年十月。東京）、これも六年一月、文部省に移り、結局、他の大学区には置かれず、各大学区合併督学局が設けられたのみである（文部省内。六年七月）。これも七年四月文部省の外局となり、十年一月には督学局は廃止、となっている。英学校開業の可否を決めたのは、この外局としての督学局である。

英学校（「学制」の中学相応）、は「私塾開業願」を、新島襄（以後、新島と略）を開校時、只一人で支えた、アメリカン・ボード派遣の宣教師・デヴィス Jerome Dean Davis, 1833-1910. と新島、二人の履歴、学科（略、「学制」の下等ニ十四歳より三年間、上等ニ十七歳より三年間の中学の教科に準じている）、教則（修学は五年等の事）、塾則ニ校則（入寮生は月三円、通学生は月五十銭等）を記し、新島（襄）、山本覚馬連名（結社人）で、八年八月二十三日に京都府へ提出している。同年九月四日、許可となり「官許同志社英学校」の看板を九太町寺町上ル、にあった旧高松保実邸内の仮校舎に、同年十一月二十九日掲げて授業を始めている（同志社創立記念日）。当初、開業願の学科に「聖經（聖書）」としてあったが、「学制」での中学は「小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ」とあり、我国では「聖經」は「普通ノ学科」とは見做されず、このままでは文部省の許可は無く、「修身学」として（させられて？）、許可、となった事はよく知られている。

この外と内実の違いが其後の問題発生の始まりである。デヴィスの思い、新島畢生の思いは自派の^{*1}基督教を日本に弘布するにあつたに違いないのであるから、九年九月の今出川校地へ移転後、「聖經」の授業を学外の「三十番教室」で行なう事によつて外は「学制」上の私立の英学校として存立はし得たが、内実はアメリカン・ボードの「伝道師養成学校〔Training School〕」と両者共、認識していた事は明白である。即ち、八年十一月二十九日の英学校開校式に臨んだ八名の最初の入学生（しげのり）の一人・本間重慶（一八五六—一九三三）（安政三—昭和八年 牧師 平安教会等。YMCA運動でも活躍）への、右の卒業證明書がそれを物語っている。本間はデヴィスが四年十一月来日、神戸近辺で伝道中の、いわば教える子的存在、英学校開校に協力するデヴィスに従つて京都に移り住んだ人物である。

この證明書（*2）の日付は問題を提起している。明治十一年八月の段階では、神学科と見做されている「余科」設立から二年である。「余科」とは、熊本洋学校で「学制」の中学レベルの科目を全て、英語で修了した生徒の多く

Kyoto Aug. 9th 1878
 This certifies that Mr.
 Honma Shigenori has been
 connected with the Training
 School of our Mission in
 Kyoto for three years
 and that he has nearly
 completed the studies of
 the Theological Department
 of said school.
 J.D. Davis
 Missionary A.B.C.F.M.

Kiyoto Aug. 9th 1878

This certifies that Mr.
 Honma Shigenori has been
 connected with the Training
 School of our Mission in
 Kiyoto for three years
 and that he has nearly
 completed the studies of
 the Theological Department
 of said school.

J.D. Davis
 Missionary A.B.C.F.M.

が英学校へ来てから彼等の修学（神学）の場として設けられたコース（バイブル・クラス、である。九年九月創設）、で、彼等（熊本バンド）は三年間の神学教育を了えて十二年六月十二日、英学校第一回卒業生（余科、課十五名）となっている。

熊本洋学校出身ではない本間は英学校に三年間在籍のみで、英学校入学当時から神学教育を受けていたか或は、デヴィスに従って京都に移る前、彼に師事して基督教への理解を深め研鑽していたので、この事を加えて、伝道師、牧師の資格は略（nearby）充たしている、とデヴィスが特別に証明したといえる。アメリカン・ボードが Training School としてゐる学校の、ボード派遣の宣教師の証明書である。本間はこれでボード設立の教会の牧師たり得る事になつたのである。

これは、英学校設立の認可条件を守っていない、とされる恐れもあるが、先述「神官僧侶学校ノ事」が全削除されたという事で宗教々育の授業についての諸制限は無くなつたのであり、「中学」相当の私立学校に於て「学制」の規定する「普通ノ学科」（第二十九章）を設けるのは当然であるが、それ以外の学科（聖書講読等）を教へてはならない、とする規則はどこにも無いのである。政府の神道国教化政策^{※3参照}やがて教育の根本理念は「教育勅語」となり、国教は天皇絶対教（現人神）^{あらひとがみ}となる^{※3参照}、が仏教側の思惑や動きと相俟つて、基督教に対する排除の論理となり、英学校も、いわば法的根柢のない当局の介入や陰湿な圧力を蒙る結果となるのである（「聖經」↓修身学。後、聖書の講読等は学外^{※3参照}。「三十番教室」。度々の「視察」）。

右の本間の卒業証明書に関して『同志社百年史』通史編一は「草創期の神学教育を物語る貴重な証書」と、価値判断せずに淡々と記しているのみである（同書 pp.101-102。竹中正夫神学部教授執筆）。

※1 新島にとつて、基督教主義の学校とは、アメリカン・ボードによる自派の基督教（会衆派 Congregational Church）、布教のための教会に必要な教育機関の教師と伝道師の養成所、とする概念（思念？）の進化（拡大？）したものの謂である、といった事が記されている（先述『同志社百年史』 p.21。オーティス・ケリー文学部教授執筆）。

※2 『同志社五十年史』 p.225（昭和五年）は以下の如く記している（先掲 手書き卒業證書は本書クラブア）。

本問氏書簡によればデビス博士は：『之は本校に於ける卒業證書にして、新島先生と合議の上自分が本校を代表して拙者名儀で自書したるもので、今日之を渡し置く。』と、又一兩日後に本問氏は新島先生宅へ呼ばれて、『此の度君が本校を出でらるゝに当りデビス先生と協議の上卒業證書を渡し置く事に定めたるも、本校は君も承知の如く今日公辺へは単に同志社英学校との届出に成り居れば、公然基督教に係はる神学科の卒業として取扱ふ事能はず、乍遺憾粗略なれどもやむを得ざる場合なれば兎も角デビス先生より之を受けられよ』と云はれてゐる。（筆者註、本問重慶は英学校に三年間しか在籍しておらず、本科・余科とも正規に履修し終えた、とはいえず、この証明書は正式な卒業證書たり得ない。本書では「修学證書」と記す。）

デヴィス、新島両者共、英学校 = Training School なる事を認識していた事が判る。

※3 英学校は先述の仮校舎から相国寺門前町の新校地（今出川校地の中心部）に移る事になる。即ち、木造二階建校舎二棟が九年九月三日竣工、同九月十八日に献堂式^{（奉）}を挙げている。第一寮、第二寮と呼称。前者は現・クラーク記念館（二十六年十一月三十日献堂式）、の南側辺で寮として使用。後者は、前者より北に少し離れていて、二階は寮、一階は教室や礼拝室等があった。この一階礼拝室で新島の「自責の杖」事件があった（十三年四

月十三日。現在は田辺校地に移築保存)。

この新校舎竣工の前七月頃、先述の熊本バンド(と称されるようになった)生徒達が英学校にやって来るが、その中の或る者の知力は教師を凌ぐ程といわれ、下級生の助教となつて初期同志社のプロテスタント的校風を確立した事はよく知られているが、彼等の修学研鑽の場は英学科(本科)には無く「余科」を設けて基督教神学を学ぶ場とする。その修学期間は先述の如く、三年間であつた。「余科」は当局の認可を受けた課程ではないが、認可は全く不要である。「学制」中学相等の科目を課程としている事で英学校として認可されているのであるから、これ以外の科目を教へてはならない、とする規則は「学制」には無いからである(既述)。

他方、仏教界での僧侶養成は神官の養成共々よく知られている事だが、各宗派の学林、学寮で従来から行なわれて「学制」に基く養成学校は不必要であつたが、明治初期に夫々、大学林、中学林を設けて養成し、其後、二十年代前から明治の終り頃迄の「学校令」時代に教育需要の増大と相俟つて「学林」↓「学校」として、一般人も受入れて、私立中学、私立専門学校、私立大学と成つて僧侶の養成も行なつてゐる(小・中・師範学校令。は一九一九年四月公布)。

一方、神職の方は大社等で先輩神職について国学等の研鑽と必要な所作を習得して神職と成つていたが、十五年、各地の神職団体が連合して東京に皇典講究所(後、國學院大學)を設立して、神官に対する試験や神官養成を行なつてゐる。又、神宮神官の方は神宮教院の中に六年、神宮本教館を設け、皇学教育を中心にした研鑽、神宮神官の養成に当たつていたが、十五年、皇学館に發展している。三十年には内務省所管の専門学校レベルの官立学校となり、昭和十五年には、神宮皇學館大学となり、敗戦後の昭和二十一年に廃された。昭和三十五年、皇學館大學として復活している。

四 「学制」と「プロイセン一般ラント法」(教育条項)

一通の書簡を提示する。五年と推定して誤りの無い内容である。時の文部卿・大木喬任宛、省内吏員・辻新次(たかちゆう)(天保十三一八四二—大正四年一九一五)。明治文教の確立者。当時、学制取調掛。初代文部次官〓十九年三月—二十五年十月迄。辻の文部か文部の辻か、と称された)、の書簡である。

拝呈過刻参省之節御示し被成候府下私塾生試業ニ付南校生徒学力ニ比較い多し候儀兼而申上候通り英一二三ノ部已上〓一ノ部独乙一ノ部已上之者へ公費御与相成候事ニて可然奉存候尤フェルベツキへも相談候所同論ニ御座候(中略。以下の文言が「学制」にとつて注目される)別冊普魯西国教育訳出フェルベツキ氏(よ)今申越候間御覽ニ入申候御落掌奉願候是又過刻申上候先日さし出候ヒラデルヒヤ教則一時御下ケ被下度奉願候右申上度如此御座候恐々拝白

二月廿七日

新次拝

大木卿様

閣下

(「大木喬任文書」書簡之部 国立国会図書館蔵。圈点筆者 以下、同様)。

右、提示は「学制」編成の参酌資料を具体的に示唆している、と推量されるからである。

尾形裕康『学制成立史の研究』(昭和四十八年 校倉書房)は、この書簡を一部紹介し「フルベツキは早くから

プロシヤの「学制」について翻訳し、学制起案者はすでにこれを活用していた」（同書 p. 396）、としている。断定的紹介ではあるが、何を翻訳し、「学制」にどのように活用していた、とする具体性は皆無である。又、「注」で「明治五年」と墨付の如く記しているが原簡は、年記闕である。学制取調掛が活動していたのは四年十二月―五年七月頃迄であるから「明治五年」として誤りはない、といった「注」も必要といえる。

倉沢剛『学制の研究』（昭和四十八年 講談社）では「フェルベツキ氏分申加候間御覽ニ入申候御落掌奉願候」と辻新次書簡の翻刻を一部紹介して論を展開している（但 圈点の部分は正確に翻刻されておらず、分申加では意がよく通じない。「分申越候」の方が明瞭であり、奉願候ではレ点は無。読み、を判り易くする為であろうか）。フェルベツキの訳出書について、「南校ではフェルベツキ外数名が分担し、普魯西学制を訳出したのである。これが、さきに李国文部卿が送致した李国学校規則書と解して、まず間違いないと思われる」としている（同書 p. 358）。右の「…規則書」は「理事功程卷之十、独乙国ノ三」…と対照して考えると、それは恐らく千八百六十七年十二月十七日の布令「李国小学校ノ定則」、千八百六十八年十一月十二日の布令「李国憲法ノ抄訳」などだったと推定される」としている（同書 p. 358）。次いで、

「李国学制参酌の跡」として、先に紹介した、立身、治産、昌業、に必須なるものが学校、とする「学制」前文とは全く違う、大木喬任の、国の「富強安康」のためには人民を文明化する事が必須である、そのための「学制」を發行する、との内容の「学制發行ノ儀伺」を紹介する（太政官宛。五年月日闕）。この「伺書」中に「李国王其人民ヲ督励シ驅テ以テ学ニ就カシムルユヘンニシテ、彼已ニ不学ノ律アリ而シテ其人民之ヲ以テ刻トセス、文明ヲ勸ムルノ至ナレバナリ…」を引用して、「大木は李国の就学強促法（筆者註 *Schulpflicht, compulsory attendance at school*）を理解していたのはたしかであろう」として、「…参酌の跡」の一つとしている（同書

p. 359)。筆者は後述の「クーザン報告」も理解していた結果としたい。特に「富強安康」は（終章参照）。

※1 四年一月大学南校がプロイセンから独語教師として招聘したホルツが来日の際、李国学校執政（文部大臣？）が彼に托した李国学校規則である。ホルツは六年八月迄、改称された南校で独語を教え、八年一月からは東京医学校（第一大学区医学校の改称）七年五月七日、十年四月に東京大学医学部、の独語、数学、地理学の教師となっている（『東京大学百年史』通史一より。ホルツ Carl Bernhard Viktor Holz, 1848 - 1911.）。

※2 倉沢が推定する根拠は大木の「学制発行ノ儀伺」の中の先述「李、国、王、其、人、民、ヲ、督、励、シ、驅、テ、以、テ、学、ニ、就、カ、シ、ム、ル、ユ、ヘ、ン、シ、テ、彼、已、ニ、不、学、ノ、律、（、大、木、喬、任、文、書、）、で、は、不、学、ル、ノ、刑、）、ア、リ、…、（、傍、点、は、倉、沢、）、で、あ、る、。、こ、れ、を、引、用、し、て、「、大、木、は、李、国、の、就、学、強、促、法、を、理、解、し、て、い、た、の、は、た、し、か、で、あ、ろ、う、」とす、る（先述）。確かに、倉沢のいう『理事功程』載録の千八百六十七年の「李国小学校ノ定則」には、子女を不就学にしている父兄には罰金十シルブルグロツセン Silberroschen（グロツシエン銀貨。日本の二錢五厘位）又は、相当の禁錮刑の罰、とする条項がある。又、右「…定則」一年後の千八百六十八年の「李国憲法ノ抄訳」中にも、「…定則」と同一内容の規定がある（但「グローシエン」とあり「シルブル」は略）。この憲法によって一八五〇年の改正欽定憲法第二十条の公立平民学校の無月謝 Schulgeldfreiheit は廃止となっている。

この「李国小学校規則」^{〔定則〕}の訳稿が新島遺品の中にあり『新島襄全集』1 pp. 538 - 549に載録されている。第二十一章の訳出できなかつた箇所は空白のままであるが『理事功程』ではきちんと訳出されている。独語の訳出は知られている通り新島にはできないので、田中不二磨の随行で独語能力のある近藤鎮三が訳出した原稿を、新島が訳出していた英文のプロシア教育に関する文献との用語の統一の為に書写して筆を入れていた原稿が新島の手許に

遣ったものか、としておくのが最も納得のいく推量である。近藤鎮三訳の未訳出部分のある草稿は、帰朝後に然るべき人によって補訳され『理事功程』に記載された、としておく（新島訳出の有無要検討か）。先述、ホルツによって将来された「李国教育規則」の中には、本誌三十九号拙論で考察した「プロイセン一般ラント法」（教育條項）もあって、『理事功程』巻之十 独乙国ノ三、の「李国教育事務定則」として訳出されている可能性大、と記しておく。田中不二磨一行は当時現行の法規や教育情況の視察に対する関心の方が大であって当時としては前世紀の法規に迄関心を持っていたとは考え難い。プロイセン教育法規の重要な祖法としてホルツによって将来された、とする所以である（後考を俟つのみ）。「プロイセン一般ラント法」（教育條項）は「ラント法」とも略記した。

ホルツについては「第九十回 湘南科学史懇話会」（二〇一八年六月三十日）の、小林健志氏懇話のレジюмеに依ってフルネーム等を知り得たものである。記して謝意を表する。

「学制」の編成に影響大であった、とする建議がある。ホフマン建議である。この建議については「学制」に關する殆どの著作で触れられているので、本小論では、その事実の存在を記するのみである。詳しくは、この建議についての先駆的著作・井上久雄『学制論考』pp.335―371（昭和三十八年 風間書房）、御参照。四年七月七日、日本政府の招聘で二人のドイツ人医師が来日して東校（東京大学医学部の前身）にて医学を講ずる。一人は、よく知られている外科（婦人科、眼科も担当）のミューラー Leopold Benjamin C. Müller, 1824-1893。べ、日本の近代医学確立の恩人とされ、その評伝も多い。他の一人が内科のホフマン Theodor Eduard Hoffmann, 1837-1894である（井上 pp.338―358参照）。なお、井上 p.182の「第二章注」109で先述、辻新次書簡が引用され「ドイツの学則とともにアメリカのフィラデルフィアの学則が訳出され、学制の参考に供されたものと考えられる」として

いる事を記しておく。

先述の辻書簡中の「ヒラ。デ。ル。ビ。ヤ。教則」に戻る（圈点筆者）。ヘンリー・バーナード編の *The American Journal of Education. Published Quarterly. Edited by Henry Barnard. LL. D. Vol. 3. (National Series). 1870.* Hartford. 中に当時の米国主要都市十一の Subjects and Courses of instruction in the public school. の項目があり Philadelphia がある。これが辻書簡中の「：教則」といえる。バーナードの教育誌は見聞録の類でなく、各国教育法規の英訳がなされ、極めて客観的に各国の教育の比較検討可能となっている。日本の文部省は、「学制」編成の為の極めて有益な資料を早くから入手していた事が判る。田中不二麿が岩倉使節団の文部省理事官として、新島の力を藉りて米国の教育制度資料入手を俟つ迄もない一面が文部省にはあった、という事になる。この「：教則」が「学制」の中に具体的に如何に反映しているかについては後考に委ね、本小論では事実を指摘するに留めさせて頂く。

五 終章 — 「クーザン報告」への過程・「：ラント法」の展開 —

英学校での神学教育について、「学制」の、いわば、法的側面からの考察を試みたのであるが結局、同志社側には「学制」の規則逸脱は無く、当局側の思惑から、規則外の規制を同志社側に押付けんとした（中央からの指示があったにせよ）、と本小論は結論する事となった。

英学校・[Training School]については、新島と、アメリカン・ボードの夫々路線の重点の置き処が違ふ、と結論

した。後者は何か遮二無二、基督教者を増やす事、布教に最重要が置かれていたかの如くである（強引に、ある宗教を押し付ける事は精神への侵略行為）。前者・新島は同じ基督教者でも志と教養ある基督教者を日本に育てんとして、後者とは基本的に重点の違いがあった、といえる。この違いが、即ち、新島の同志社^{英学校}、とアメリカン・ボードの同志社^{Am. B. S. C.}、が軋轢を生んだ一方、アメリカン・ボードの重点とする処が表に出ると、当時の日本の基督教に対する警戒心、疑念と相俟って、当局の同志社に対する不審の醸成を結果し、逆の場合はアメリカン・ボードの同志社に対する不信増幅、であった。以下、終章の本題に入る（☆日本を文明化せんとする志）。

「学制」の根本的理念は「前文」の謳い文句の立身、治産、昌業ではなく、大木喬任の太政官への「伺書」の如く（就学強促による）国家の「富強安康」（先述）、が本音であり、六年一月十日の徴兵令（国民皆兵）による国家の「軍事化」と相俟って天皇制国家の近代化、同時に絶対化の両輪の一つとして「知と心の徴兵」（後述参照）となっていく。その本質の一部露呈したものが「伺書」としてよい。但、「学制」は学校を国家の营造物と迄は「プロイセン一般ラント法」（教育条項第一条）の如くは明記していない。（☆Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten <01.06.1794>）。

教育の、国による一元的支配。校舎、教財、人件費、他の諸費用を地方負担、人民負担。この制度を集大成して確立し、時の絶対王権擁護の手段としたといわれる「…ラント法」編成の時代でも教育を「知と心の徴兵」の手段とはしていない（そうなったと見られるのはプロイセン改革後）。

文
北
一八〇七年に始まるプロイセン改革によって、一八一四年には徴兵法 Wehrgesetz が施行され、これ迄の徴兵

区制度 Kantonsystem は国民皆兵制（一般兵役義務制）Allgemeine Wehrpflicht となる（Wehrpflicht = Dienstpflichtigkeit. compulsory military service）。

教育改革では、一八〇六年十月のイエナ・アウエルシュテット Jena-Auerstedt の戦でナポレオン軍に大敗したプロイセンの独乙魂の復興が、フィヒテ Johann Gottlieb Fichte, 1762-1814 の「ドイツ国民に告ぐ Reden an die deutsche Nation.」の一八〇七年八年に亘つての連続講演、等によつて唱えられ、やがて、フンボルト Karl Wilhelm von Humboldt, 1767-1835. の主導によつて教育改革が始まり、彼は新たに設置された、内務省の第三部局（宗教・教育担当）の長に迎えられ、在任は短期間（一八〇九・二・二一―一八一〇・六・一三）であったが、その後のプロイセン教育の方向と基礎を築いたといわれている。この第三部局は一八一七年には省（Ministerium der geistlichen, Unterrichts- und Medicinal-Angelegenheiten = 文部省）と格上されている。その間、一八〇八年十一月、市制制定、都市の自治。教育では市学務委員会 Schuldeputation. が設けられ、地方では一八二二年十一月には村落小学校管理のため町村学務委員会 Schulvorstand が設けられ、プロイセンの初等教育発展の基盤が整うのである。教育は内務省下に置かれ、国による一元的支配が強化されたのである。少し振り返ってみる。

即ち、かつては国家による国民教育は存在せず、各宗教・宗派が夫々勝手に自派の教育を施して来たのであるが、一七八七年設置の高等学務委員会。Ober-Schul-Kollegium によつて、プロイセンの全ての学校、教育寄宿施設は、この委員会の管理下、教育はプロイセン国家の一元的支配となったのである。然るに、この委員会体制は一年半も経たないうちに反啓蒙の反動時代に入り教育の宗派性の尊重へと逆戻りしてしまう（いわゆる Wöllner の反動の時代）。この時代（Friedrich Wilhelm II. 在位一七八六―一七九七）に、王の叔父・Friedrich II. der Grosse.

フリードリヒ二世（大王）時代に編纂が始められた「プロイセン一般法典」が完成している（一七九一年）。これに若干の修正を加えて「プロイセン一般ラント法」と改称、その教育條項百二十九条Ⅱ第二篇第十二章Ⅱが一七九四年二月五日發布されている。これによって全プロイセン統一の教育法規が出来、学校を国の營造物とし、教育を国の一元的支配下に置きⅡ裁判所に学校の監督と管理の権限、即ち、国の司法機關を通しての一元的支配Ⅱ、学校の設置や維持の財政的負担は地方、としたのが、この「ラント法」の内容である。

この二つの、国の教育行政の方向を決める委員会と法規、を遺して、前述普国王・Friedrich Wilhelm II. 1744-97.（在位一七八六―一九七）、の時代は終る。Wilherの反動の時代も然りである。次王は先王の男 Friedrich Wilhelm III. 1770-1840.（在位一七九七―一八四〇）、でプロイセンの十九世紀はこの王の下で始まるのである。先述のプロイセン改革の重要な柱である教育改革は諸外国も注目する処となる。特に、その国民教育とそれを確固たるものにする師範学校に就いてである。以上、この国の特質を最も鋭く剔出分析した「クーザン報告」に至るプロイセンの歩みである。「ラント法」（教育条項）はプロイセン教育制度の「マグナ・カルタ」と称されている事を付記しておく。

クーザン Victor Cousin, 1792-1867. は哲学者。仏の七月王政（一八三〇―一八四八）時代、初等教育確立・充実の為に、その参考にすべくプロイセンの公教育視察に派遣される。その報告書が「クーザン報告」（Rapport sur l'état de l'instruction publique dans quelques pays de l'Allemagne et particulièrement en Prusse. ドイツの国々、特にプロシアの公教育についての報告）、で一八三二年六月二十五日付で、ベルリンから公教育・宗務大臣モンタリヴェ Montalivet に提出されたものである。クーザンは当時、枢密顧問官であったが、この報告書で有名となり一八四〇年には文部大臣に就いている。

ターザンは、この報告で強国プロイセンの要めは国民皆兵制 *Dienstpflichtigkeit* と就学義務制 *Schulpflichtigkeit* = *Schulpflicht* にある、とし兩者一体のもので、これがプロイセンを強国たらしめている、と分析している。就学義務については「知的[☆]道德的兵役^(知と心の兵役)」とし、徴兵義務制と一体化している、と強調している。(☆「教育兵役」とする文献もある。『世界教育史大系』28『義務教育史』p.160 昭和五十二年 講談社)。又、この報告は一八三三年、^{天保}^四 仏国で出版されており米国でも関心の高さから、一八三五年に英訳、出版されている。Report on the state of public instruction in Prussia. translated by Sarah Austin. New York: Wiley & Long, 1835.である(筆者依拠本)。英訳本によれば「ターザン報告」は四部から成っている。即ち、

- 一 公教育制度全般。
 - 二 初等教育。
 - 三 中等教育、ギムナジウム。
 - 四 高等教育、大学。 以上である。
- 初等教育については、
- 一 その子女を初等学校に就学させる両親の義務。
 - 二 初等学校を自らの費用で維持するのが市町村 *Gemeinde* の義務。
 - 三 様々な段階の初等教育の統括的目標。
 - 四 初等学校教員の育成、配属、昇進、罰則。
 - 五 初等教育の統轄、即ち、学校を監督する当局者の統轄。
 - 六 私立学校。 以上六項目である。

一の両親の義務について―国民の法的かつ、道徳性全般の根源となつてゐるもので、一語での表象は就学義務 *Schulpflichtigkeit* である―。これは、人々を同一の型に嵌め、それを正当としてゐる（先述、大木喬任の「同書」の「刻トセス」）。他の表象言語・徴兵義務 *Dienstpflichtigkeit* や、一体である。これこそがプロイセン国家の性格そのものである。国民としての独自性、国力の源泉、将来発展の核である、としてゐる。

右の如くクーザンは分析して報告する。これを見ると、プロイセン教育諸法の集大成大憲章ともいえる「ラント法」（教育条項）の骨格・理念が一八三〇年時点に於いても引継がれ強固となり他国の注目する処となつてゐるか、が判る。且、日本の「学制」の目指したものと骨格・理念（但 理念は「学制」の「前文」ではなく、大木喬任のいう国家の「富強安康」と酷似している事に改めて知らされる感がある（これについての後考の緻密な考究をただ俟つのみ）。今は、「クーザン報告」について、当時の世界主要国の学制について調査研究するのが使命の田中不二磨や彼を助けた新島が、この報告に触れた痕跡は未見である、と指摘しておく（英訳が存在したものであるから内容は理解し得た筈）。この報告を読み「学制」に反映させ得る人物が四年十二月二・三日に任命された学制取調掛の中にいる。仏語に堪能な箕作麟祥と河津裕之である。この事を指摘しておく事とする。「クーザン報告」にてプロイセン教育の卓越を知り、これを「学制」に反映させた可能性が大いに有り得る、という事である。然も、「プロイセン一般ラント法」（教育条項）訳出が『理事功程』出版以前から「学制」編成の参酌のため文部省内で訳出されていた可能性も有り得る、と記しておく。前述、大木喬任の「学制発行」義同は「クーザン報告」知悉の上の可能性大である。

これにてようやくプロイセン教育（本を辿れば「プロイセン一般ラント法」）、の特質を見事に分析抽出してゐる「クーザン報告」に言及するを得た。この分析を俟たずとも、先述、プロイセン改革は、後進国の近代化過程

の典型との事であるから、明治新政権としては、このような典型などと意識しなくともプロイセンの強国化の依って来たる処を知れば当然、徴兵制といい、就学義務といいプロイセンをモデルに日本を、とするのは明白の理といえる。日本の教育のドイツ化が顕著となる前から「学制」の理念は「プロイセン一般ラント法」の理念そのものではないか、と問題提起を重ねてしておく（御批正俟つ次第である）。

.....

筆者私事にて、資料の確認等に同志社社史資料センターの小枝弘和・布施智子（在任中）、の両氏には親身の御世話に相成つて本小論が成つた事を記し心からの謝意を表する次第である。

「プロイセン一般ラント法」編纂着手をなした大王・フリードリヒ二世と同時代人で大王とも様々な交流のあつたカント Immanuel Kant, 1724-1808. の『啓蒙とは何か』„Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung?“ 啓蒙とは何かに対する回答、を自分なりに読込んで、軍事国家、教育国家と称された大王の時代についてカントがどのように見ていたかを、又、後に、ドイツタイ Wilhelm Dilthey, 1833-1911. が、この時代をどう見ていたかを、もう少し掘下げてみたかつた事を正直に記しておく。

本小論では今迄と異り、抑制的筆致でない評論家的論調の部分もあるが、力不足の故である。御許しを願う次第である。なお、「ラント法」については本誌第三十九号の拙論「文部省『理事功程』と「プロイセン一般ラント法」御参照の程を重ねて記させて頂く事とする。本小論はその続きである。 大謝。

令和元年十月

【参考文献】

本文中に記した以外の文献としては、

『阿部重孝著作集』第七卷（一九八三年 日本図書センター）。

『世界教育史大系』11・12「ドイツ教育史Ⅰ・Ⅱ」。

『同右』28「義務教育史」。

『同右』10「フランス教育史Ⅱ」。

林健太郎『プロイセン・ドイツ史研究』一九七七年 東京大学出版会。